

# 平成26年第3回宇治田原町議会定例会

## 目 次

### ○第1日（平成26年9月5日）

議事日程（第1号）	1
日程第1 会議録署名議員の指名	4
日程第2 会期の決定	4
日程第3 諸報告	4
日程第4 議案第40号 宇治田原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定するについて	6
日程第5 議案第41号 宇治田原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するについて	6
日程第6 議案第42号 宇治田原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するについて	6
日程第7 議案第43号 宇治田原町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の締結について	6
日程第8 議案第44号 宇治田原町辺地総合整備計画（奥山田辺地）の変更について	6
日程第9 議案第37号 平成26年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号）	6
日程第10 議案第38号 平成26年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）	6
日程第11 議案第39号 平成26年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第1号）	6
日程第12 議案第45号 平成25年度宇治田原町一般会計歳入歳出決算認定について	11
日程第13 議案第46号 平成25年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について	11
日程第14 議案第47号 平成25年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	11
日程第15 議案第48号 平成25年度宇治田原町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	11

日程第16	議案第49号	平成25年度宇治田原町奥山田地区簡易水道事業特別 会計歳入歳出決算認定について……………	11
日程第17	議案第50号	平成25年度宇治田原町公共下水道事業特別会計歳入 歳出決算認定について……………	11
日程第18	議案第51号	平成25年度宇治田原町水道事業会計決算認定につい て……………	11
日程第19	決算特別委員会の設置について……………		18

平成26年第3回宇治田原町議会定例会

議事日程(第1号)

平成26年9月5日

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案第40号 宇治田原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定するについて
- 日程第5 議案第41号 宇治田原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するについて
- 日程第6 議案第42号 宇治田原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するについて
- 日程第7 議案第43号 宇治田原町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の締結について
- 日程第8 議案第44号 宇治田原町辺地総合整備計画(奥山田辺地)の変更について
- 日程第9 議案第37号 平成26年度宇治田原町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第38号 平成26年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第39号 平成26年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第45号 平成25年度宇治田原町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第46号 平成25年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第47号 平成25年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議案第48号 平成25年度宇治田原町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 議案第49号 平成25年度宇治田原町奥山田地区簡易水道事業特別会計  
歳入歳出決算認定について

日程第17 議案第50号 平成25年度宇治田原町公共下水道事業特別会計歳入歳出  
決算認定について

日程第18 議案第51号 平成25年度宇治田原町水道事業会計決算認定について

日程第19 決算特別委員会の設置について

## 1. 出席議員

議長	12番	田中修	議員
副議長	1番	垣内秋弘	議員
	2番	上林昌三	議員
	4番	安本修	議員
	5番	今西久美子	議員
	6番	原田周一	議員
	7番	谷口重和	議員
	8番	山内実貴子	議員
	9番	奥村房雄	議員
	10番	内田文夫	議員
	11番	稲石義一	議員

1. 欠席議員 3番 青山美義 議員

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西谷信夫	君
副町	長	田中雅和	君
教	育	西出維久雄	君
理	事	兼	総務課長
山	下	康之	君
理	事	兼	企画・財政課財政課長
小	西	基成	君
理	事	兼	福祉課長
大	江	輝博	君

理事兼建設・ 環境課建設課長	光 嶋 隆 君
企画・財政課企画課長	奥 谷 明 君
会計管理者兼 税務・会計課長	馬 場 浩 君
戸籍・保険課長	長谷川 みどり 君
健康長寿課長	黒 川 剛 君
建設・環境課環境課長	青 山 公 紀 君
産業振興課長	木 原 浩 一 君
上下水道課長	野 田 泰 生 君
教育次長	谷 村 富 啓 君
教育課長	清 水 清 君
代表監査委員	垣 内 太 平 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	久野村 観光 君
庶務係長	岡 崎 貴 子 君

---

開 会 午前10時00分

○議長（田中 修） 皆さん、おはようございます。

まずもって、今般の広島土砂災害におきまして、犠牲となられました多くの方々に対して、ご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました皆様方に対しまして心よりお見舞いを申し上げます。いまだ行方不明となられている方々の一刻も早い確認が行われることを願っているところでございます。

それでは、会議を始めます前にご報告いたします。

3番、青山美義君が入院加療のため欠席する旨の届けが提出され、これを承諾しております。

また、決算認定に当たり、監査委員より監査報告を求めることから、垣内代表監査委員の出席を願っていることをあわせて報告いたします。

それでは、ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第3回宇治田原町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（田中 修） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番、安本修君、7番、谷口重和君を指名します。

---

### ◎会期の決定

○議長（田中 修） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から10月6日までの32日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって会期は本日から10月6日までの32日間と決しました。

会期中の予定については、お手元に配付の定例会日程表のとおりであります。

---

### ◎諸報告

○議長（田中 修） 日程第3、諸報告を行います。

会議規則第129条の規定により行われました議員派遣につきましては、お手元にお配りしたとおりでございます。

また、議長において受理いたしました陳情書2件につきましては、お手元に配付しているとおりでございます。

各議員におかれましては、十分にご高覧いただきますようよろしくお願い申し上げます。

これで諸報告を終わります。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。町長。

○町長（西谷信夫） 皆さんおはようございます。

9月議会定例会開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

日中は、まだまだ厳しい残暑が続いておりますが、朝夕はめっきりしのぎやすく、秋の訪れを感じる気候となってまいりました。議員各位におかれましては、お健勝にてご活躍のことと心よりお喜びを申し上げますとともに、平素から宇治田原町政の推進に何かとご理解、ご尽力をいただいておりますことに心から厚くお礼申し上げます。

本日は、平成26年第3回宇治田原町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には、公私ともお忙しい中、ご参集をいただきまして、ここに開会できますことに重ねて厚くお礼申し上げます。

さて、先月16日から17日にかけて発生しました福知山市における集中豪雨は、市街地を中心に甚大な被害をもたらしました。この甚大な被害に対し、本町では、京都府を通じて福知山市から支援要請を受け、先月21日から現地に職員を派遣し、家屋の被害状況の調査や、災害ごみの搬出などの支援を行っているところでございます。そういった中で、また昨夜から福知山市、綾部市では豪雨となっておるところでございます。

また、広島市北部で起きました土砂災害は、死者、行方不明を合わせて70名を超える甚大な被害をもたらしました。犠牲となられました方々に対しまして心からご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災地の皆様方にお見舞いを申し上げます。

本町内におきましては、大きな被害はなく、道路、河川、農地など数カ所において被害が発生した程度でありました。しかしながら、これから本格的な台風シーズンを迎えます。決して油断することなく、住民の安全確保と安心の充実を図ってまいりたいと考えております。

ご承知のとおり、ことし2月10日に、宇治田原山手線の早期完成を目的とした住民会議を発足していただきますとともに、署名活動にも取り組んでいただき、去る8月

29日には、山手線の早期完成を求める住民会議啓発活動セレモニーが開催され、のぼり旗や横断幕の設置をしていただいたところでございます。

今後は、山手線の整備実現に向けた問題点について京都府と協議を重ねながら、住民の安心・安全確保のために必要な道路として、山手線の早期完成をはじめとする本町のまちづくりの推進に全力を傾注してまいりたいと考えておりますので、皆様方の一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、今議会では、平成25年度の各会計の決算についてご審議をいただくところでございますが、一般会計におきましては、この間の景気低迷の影響によりまして町税等の自主財源が減収傾向にあり、経常収支比率は若干の改善傾向にあるものの、実質単年度収支が厳しい傾向を見せつつあり、財政の硬直化、また財政基盤の弱体化の傾向が懸念されるところでございます。

一方、国民健康保険特別会計におきましては、平成22年度から4年連続で、単年度収支におきまして若干の黒字を計上することができましたが、依然として保険給付費は高い状況にあり、累積赤字を抱えているところでございます。

一般会計、特別会計を通じまして、今後とも常に健全財政の確保継続に努めますとともに、住民福祉の向上と安心・安全のまちづくりの推進などに努めてまいりたいと考えておりますので、議員各位の一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、平成25年度各会計決算につきましては、去る8月18日、19日の両日にわたりまして監査委員の審査を受けましたことを報告させていただきますとともに、残暑厳しい中、ご足労いただきました垣内、青山監査委員に厚くお礼を申し上げます。

今議会に提出させていただきます議案は、平成26年度一般会計補正予算（第3号）をはじめ、予算関係3件、条例関係3件、一般議案2件、平成25年度決算関係7件、合わせまして15件でございます。

それぞれの議案の内容につきましては、後ほど提案説明をさせていただきますが、どうかよろしくご審議をいただきまして、ご可決、ご承認を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうぞ皆さんよろしくをお願い申し上げます。

---

#### ◎議案第40号～議案第44号、議案第37号～議案第39号の一括上

##### 程、説明、質疑

○議長（田中 修） 日程第4から日程第11、議案第40号から議案第44号及び議案

第 37 号から議案第 39 号までの 8 議案を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西谷信夫） それでは、議案第 40 号から議案第 44 号まで及び議案第 37 号から議案第 39 号までの 8 議案につきまして一括してご説明申し上げます。

議案第 40 号、宇治田原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定するにつきましては、平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法が成立し、平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度が本格実施されることに伴い、新制度においては、施設や事業が施設型給付または地域型保育給付の給付を受けるための確認を町が行うこととなり、当該確認の基準を定める必要があることから、子ども・子育て支援法第 34 条第 2 項及び第 46 条第 2 項の規定により、本条例を制定するものでございます。

続きまして、議案第 41 号、宇治田原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するにつきましては、議案第 40 号と同様、平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法が成立し、平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度が本格実施されることに伴い、新制度においては、従来の認可保育所の枠組みに加え、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問事業、事業所内保育事業の 4 つの事業類型が市町村認可事業として新たに設けられ、これらの施設等の認可に当たっては、町が人員配置や設備、運営に関する基準を定める必要があることから、児童福祉法第 34 条の 16 第 1 項の規定により、本条例を制定するものでございます。

続きまして、議案第 42 号、宇治田原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するにつきましては、議案第 40 号、第 41 号と同様、平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法が成立し、平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度が本格実施されることに伴い、新制度においては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、その基準を定める必要があることから、児童福祉法第 34 条の 8 の 2 第 2 項の規定により、本条例を制定するものでございます。

続きまして、議案第 43 号、宇治田原町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の締結につきましては、宇治田原浄化センターへの 1 日当たりの最大流入汚水量が、平成 28 年度中に現有能力を超える見込みでありますことから、処理能力を拡大するもので、宇治田原浄化センター及び郷之口汚水中継ポンプ場の機械、電気設備増設工事を日本下水道事業団と協定金額 4 億 4 1 0 万円、委託期限を平成 27 年度末として、建設工事委託の協定を締結しようとするもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の

取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第44号、宇治田原町辺地総合整備計画（奥山田辺地）の変更につきましては、奥山田簡易水道施設整備事業において、配水管移設工事及び浄水場改良工事を追加するとともに、事業の進捗に伴い、簡易水道施設整備、下水処理施設整備及び旧奥山田小学校改修工事に係る事業費を変更しようとするもので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第37号、平成26年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号）につきましては、去る8月9日から10日にかけて大雨をもたらしました平成26年台風第11号により被災した道路、河川等の災害復旧などに要する経費をはじめ、主要町道新設改良事業などを中心として補正するものであり、補正額は9,133万6,000円の追加となり、補正後の予算総額を42億5,163万1,000円とするものでございます。

まず、「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

国庫支出金3,086万円、府支出金52万2,000円、繰越金6,157万8,000円、町債3,340万円などを追加するとともに、繰入金3,574万2,000円を減額しています。

次に、歳出につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

総務費では、台風第11号災害警戒に係る職員人件費378万9,000円、災害時避難所物資整備事業費35万1,000円を追加するなど、合計で424万5,000円を追加しています。

民生費では、老人保健過年度医療費の国・府等への返還金として255万1,000円を追加するなど、合計で300万7,000円を追加しています。

衛生費では、水痘及び高齢者肺炎球菌ワクチンの定期予防接種を実施する経費として、各種予防接種等対策事業費532万1,000円を追加しています。

農林水産業費では、台風第11号により被災した農地等の復旧に係る町単費土地改良事業補助金100万円、農地中間管理機構からの委託により農地集積・集約化業務を実施する農地中間管理事業費42万円を追加するなど、合計で351万9,000円を追加しています。

土木費では、町道郷之口湯屋谷線の法面改良工事に係る主要町道新設改良事業費

1, 500万円、入居者の退去に伴う馬道団地の町営住宅解体除去事業費121万7,000円を追加するなど、合計で1,706万9,000円を追加しています。

消防費では、トランシーバー等消防団装備品の購入に係る費用として91万7,000円を追加しています。

教育費では、私立幼稚園就園奨励費補助金253万6,000円を追加するほか、教育関係施設の適切な維持管理を図るため、小学校や中学校に係る施設修繕に要する経費57万4,000円を追加するなど、合計で325万8,000円を追加しています。

災害復旧費では、8月9日から10日にかけて発生した台風第11号災害に伴い被災した道路、河川の災害復旧に要する工事費等5,000万円を追加しています。

続きまして、議案第38号、平成26年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）につきましては、交付金及び納付金等の確定及び保健事業等における所要見込み額の増加により補正するもので、補正額は1,288万3,000円の追加となり、補正後の予算総額を11億4,364万9,000円とするものでございます。

歳入では、国庫支出金1,253万2,000円、繰入金45万6,000円を追加するとともに、療養給付費等交付金過年度分1,000円、前期高齢者交付金10万3,000円、繰越金1,000円を減額しています。

歳出では、後期高齢者支援金4万3,000円、前期高齢者納付金8,000円、保健事業費91万1,000円、また過年度に交付された国庫支出金等への返還額として、諸支出金において1,339万6,000円を追加するとともに、老人保健拠出金1,000円、介護納付金6万1,000円、前年度繰上充用金141万3,000円を減額しています。

続きまして、議案第39号、平成26年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、まず、保険事業勘定において、前年度の国・府支払基金の交付金及び繰越金などが確定したことにより、超過した交付金等の返還金や基金積立金を補正するもので、補正額は1,126万5,000円の追加となり、補正後の予算総額を7億3,353万2,000円とするものでございます。

歳入では、繰越金1,764万2,000円を追加し、繰入金637万7,000円を減額、歳出では、基金積立金826万6,000円、前年度国庫負担金等の精算による諸支出金（返還金）299万9,000円を追加しています。

介護サービス事業勘定においては、前年度繰越金の確定により、補正額は96万

7, 000円の追加となり、補正後の予算総額を332万円とするものでございます。

歳入では、前年度繰越金96万7,000円を追加し、歳出では、事業費96万7,000円を追加しています。

以上、よろしくご審議賜り、お可決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 提案理由の説明が終わりましたので、各議案に対する質疑を行います。

議案第40号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第40号に対する質疑を終わります。

議案第41号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第41号に対する質疑を終わります。

議案第42号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第42号に対する質疑を終わります。

議案第43号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第43号に対する質疑を終わります。

議案第44号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第44号に対する質疑を終わります。

議案第37号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第37号に対する質疑を終わります。

議案第38号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第38号に対する質疑を終わります。

議案第39号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第39号に対する質疑を終わります。

以上で各議案に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第43号、議案第44号の2議案は、総務産業常任委員会に、議案第40号から議案第42号までの3議案は、文教厚生常任委員会に、議案第37号から議案第39号までの3議案は、補正予算特別委員会にそれぞれ付託することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 異議なしと認め、ただいま申しましたとおり、8議案につきましては、それぞれの常任委員会及び補正予算特別委員会に付託することに決定いたします。

---

#### ◎議案第45号～議案第51号の一括上程、説明

○議長(田中 修) 日程第12から日程第18、議案第45号から議案第51号までの7議案を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(西谷信夫) それでは、議案第45号から議案第51号までの7議案につきまして一括してご説明を申し上げます。

議案第45号、平成25年度宇治田原町一般会計歳入歳出決算認定につきましては、決算額は、歳入44億5,727万4,341円、歳出42億8,033万2,710円で、歳入歳出差引残額は1億7,694万1,631円となり、翌年度へ繰り越すべき財源2,536万3,000円を差し引きますと、実質収支額は1億5,157万8,631円となりました。また、歳計剰余金のうち8,000万円を地方自治法第233条の2の規定により財政調整基金に編入しています。

続きまして、議案第46号、平成25年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定につきましては、決算額は、歳入11億610万4,043円、歳出11億3,969万479円で、歳入歳出差引歳入不足額3,358万6,436円となり、このため翌年度歳入からの繰上充用により不足額を補てんしました。

続きまして、議案第47号、平成25年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、決算額は、歳入8,454万2,440円、歳出8,410万1,017円で、歳入歳出差引残額は44万1,423円となりました。

続きまして、議案第48号、平成25年度宇治田原町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、まず、保険事業勘定の決算額は、歳入6億9,051万6,053円、歳出6億7,277万3,905円で、歳入歳出差引残額は

1, 774万2, 148円となりました。続きまして、介護サービス事業勘定の決算額は、歳入384万8, 831円、歳出278万912円で、歳入歳出差引残額は106万7, 919円となりました。

続きまして、議案第49号、平成25年度宇治田原町奥山田地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、決算額は、歳入4, 072万1, 897円、歳出3, 530万3, 063円で、歳入歳出差引残額は541万8, 834円となり、翌年度へ繰り越すべき財源468万5, 000円を差し引きますと、実質収支額は73万3, 834円となりました。

続きまして、議案第50号、平成25年度宇治田原町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、決算額は、歳入5億8, 098万2, 389円、歳出5億6, 840万1, 664円で、歳入歳出差引残額は1, 258万725円となり、翌年度へ繰り越すべき財源909万7, 000円を差し引きますと、実質収支額は348万3, 725円となりました。

続きまして、議案第51号、平成25年度宇治田原町水道事業会計決算認定につきましては、決算額は、収益的収入及び支出では、収入は2億561万2, 230円、支出は1億9, 611万5, 838円となり、資本的収入及び支出では、収入1億4, 299万2, 807円、支出2億350万5, 122円となりました。

なお、当年度純利益は362万3, 532円であります。

以上、よろしくご審議賜り、ご認定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 提案理由の説明が終わりました。

ここで監査委員より、決算監査について、監査報告を求めます。代表監査委員、垣内 太平君。

○代表監査委員（垣内 太平） おはようございます。垣内でございます。

本来ですと、青山委員がこの場で平成25年度宇治田原町の決算監査の審査の結果をご報告されるところでございましたが、ご欠席ということで、私、代表監査委員の垣内として意見を述べさせていただきます。書面をもって意見を述べさせていただきます。

皆さん、改めまして、おはようございます。代表監査委員の垣内でございます。

ただいまより、決算審査につきましてご報告申し上げます。

地方自治法及び地方公営企業法並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定められました規定により、一般会計及び各特別会計の決算並びに健全化判断比率及び資金不足比率について、関係帳簿、証書類など一切に関する書類が審査に付され、8月

18日及び19日の両日にわたり、青山議会選出監査委員とともに審査を行いました。

その結果について、配付いたしております決算審査意見書のとおり、ご報告を申し上げます。

まず、水道事業会計を除く平成25年度宇治田原町の各会計歳入歳出決算審査意見書についてご報告いたします。

審査を行った決算書、帳簿及び証書類等は、平成25年度宇治田原町一般会計及び各特別会計に係ります歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、各種関係諸帳簿及び証書類であります。

また、現地調査は、奥山田ふれあい空間創造事業をはじめ3事業について実施をいたしました。

審査の統括意見といたしましては、各会計の決算、財産について、予算現額、収入済額、支出済額、関係帳簿、証書類など、その内容を審査した結果、計数的に正確であり、予算執行の成果等各会計とも良好であり、現地調査についても、事業執行は適正であると認めます。

個別意見といたしまして、まず一般会計決算の総括意見といたしましては、我が国経済の基調判断は、内閣府が発表した月例経済報告によると、景気は緩やかな回復基調が続いており、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動も和らぎつつあるとされております。

先行きにつきましては、当面、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動により一部に弱さが残るものの、次第にその影響が薄れ、各種施策の効果が発現する中で、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっております。

本町の財政状況は、景気低迷の影響の中、依然不透明な雇用情勢があり、歳入の根幹となる町税は、主要税目の固定資産税、町たばこ税はやや増加したものの、個人町民税、法人町民税が大きく減収となり、町税全体では約4,100万円の減収となっております。

しかし、投資的事業経費の増加により、国庫支出金並びに府支出金においては、国庫支出金で防災・安全交付金、地域の元気臨時交付金等により大幅な増となったほか、府支出金におきましても、農地農業用施設災害復旧費補助金等により増加している。

地方交付税においても前年度より微増しており、また、町債においても主要町道の整備及び防災対策事業等により大幅な増となっており、歳入全体においては、前年度を約

6億3,600万円上回っている状況でございます。

このような中、財政運営につきましては、持続可能な健全財政運営を目指し、中長期的な財政見通しにより、経常経費の節減合理化に努められるとともに、創意と工夫をもって財源の重点的かつ効果的な運用を図られたところでございます。

平成25年度は、財政調整基金の取り崩しも行われましたが、総体的に健全な財政運営に努められてきたことがうかがえる。また、年々扶助費の増加は避けられない中、国の要請により人件費の削減を実施したことは、経常経費削減の内部努力として評価できる点でございます。

各種施策にあつては、安心・安全のための体制整備の推進、基幹産業の振興、都市基盤整備、教育文化環境の整備、福祉の充実、住民自治の振興など、町政の各般にわたる施策について、積極的かつきめ細やかに実施された結果、本年度も実質収支で黒字決算を打たれたその成果は良好である。

次に、歳入につきましては、町税収入は前年度に比べ減少しており、個人町民税及び法人町民税が景気の動向に左右され大きく落ち込み、今後の町税収入の好転は難しいと推察されます。

しかし、このような状況にあつても、町税の安定した収入は財政運営の根幹をなすものであり、従来にも増して的確な課税客体の把握と徴収の確保に努力されることを期待するところでございます。

各種補助金等につきましては、厳しい財政事情下でありながら、あらゆる制度を活用し財源の確保が図られたことは職員各位の努力によるものであり、今後とも引き続き京都府をはじめ関係機関と連携を密にしながら、適切な財源確保についての調査・研究を進められるよう期待をいたします。

徴収率の向上は図られてきておりますが、町税及び国保税並びに保育料負担金につきましては、依然として未収金がございます。負担の公平性からも、さらなる徴収努力をされたい。その他の歳入については、法令もしくは条例等に基づき的確に収入されており、良好と認める。

次に、歳出面におきましては、本年度の予算額に対する執行割合は、翌年度への繰越分を控除すると、ほとんどの款で95%以上の執行がなされており、予算の見積もりが適正に行われているとともに、住民要望に対し積極的な取り組みがなされた結果であると判断される。

その他、各項目別に支出状況及び支出効果等につき審査を行ったが、厳しい財政事情

を踏まえ、適正な執行状況に努力されている結果がうかがえます。

一方で、社会保障関係など義務的経費は増大しており、求められる行政需要に応えることはもちろん、その財源を確保していくためには、引き続き適切な財政運営に努められることを望むところでございます。

また、地方分権の進展とともに、地方が自主的に取り組まなければならない事業の増加などにも留意せねばならず、財政運営の適正化と健全化に、これまで以上の努力を払われるよう望むところでございます。

地方自治体をめぐり、財政状況は依然として厳しい状況で推移することが予想され、そのような状況にあっても健全な自治体運営を行っていくため、さらなる行財政改革の推進を図り、中長期的な視野に立った効率的な財政運営に努められたい。

次に、国民健康保険特別会計（事業勘定）決算についてでございますが、国民健康保険特別会計では、医療費の適正化対策や保健事業の充実等に重点を置いた運営に取り組まれており、昨年引き続き、平成25年度においても単年度黒字決算となったが、累積で3,359万円の不足額が生じております。

国民健康保険をはじめとする公的医療保険制度の現状は、医療費の歳出が増加する中、保険税の収入は大きく増加することは望めず、今後の健全な国民健康保険特別会計の運営のためにも、宇治田原町国民健康保険事業健全化計画に基づき、適切な保険税の設定、さらなる収納率の向上及び保健事業の推進による医療費の抑制に取り組まれるよう努力されたい。

後期高齢者医療特別会計決算につきましては、後期高齢者医療制度運営のための会計であり、京都府後期高齢者医療広域連合への納付金が主な支出であり、適切に支出されており、決算は良好であると認められます。

次に、介護保険特別会計決算につきましては、高齢化社会を迎え、介護保険制度の浸透により給付対象者が増加する中で、保険事業につきましては、施設サービスや、訪問・通所サービス等の療養に対し、的確な運営が図られている。

また、地域包括支援センターが行う介護予防サービス事業についても、介護予防サービス計画に基づき介護予防支援事業に適切に取り組まれており、保険事業とあわせてその決算は良好と認めます。

今後も、高齢化による要支援・要介護認定者の増に伴い、給付対象者が増加するものと推測されますが、支援や介護が必要としない状態を保つため、介護予防対策の充実に向けて積極的な取り組みに努められたい。

次に、奥山田地区簡易水道事業特別会計決算につきましては、維持管理業務が中心となっており、施設整備に係る起債償還金は減少傾向にあるものの、歳出の多くを占めている状況である。

上水道との統合整備に係る事業が減少したことにより、大きく決算額は昨年度を下回りましたが、引き続き清浄な水の安定供給と施設の維持管理に万全を期し、特別会計の本旨に沿った堅実な運営を望むものでございます。

次に、公共下水道事業特別会計決算につきましては、事業開始後、建設工事及び普及促進の各般にわたり努力されてきたことが認められる。

今後も引き続き、水洗化率の向上に努力され、未整備区域における事業推進に向けた、それぞれの地域に合った手法により、積極的な取り組みを進められたい。住民の健やかで快適な文化生活を推進するため、効率的かつ着実な取り組みを望むものでございます。

次に、現地調査につきましては、意見書のとおり、3事業について現地調査を行ったところでございますが、資料及び現地確認の結果、各事業とも適正に執行されていると認められます。

次に、平成25年度宇治田原町水道事業会計決算審査意見書についてご報告いたします。

審査対象は、平成25年度宇治田原町水道事業会計決算書及び関係帳簿、証書類であります。

審査の総括意見といたしましては、収支予算執行整理簿に基づき、現金出納簿及び総勘定元帳、日計簿、各試算表、出納証書類を余すところなく照査の上、さらに、その内容につき検討を加え、審査をした結果、決算は計数的に正確であり、内容も正確なものであると認めます。

業務状況につきましては、給水人口が前年度に比べ0.5%減少、年間有収水量は前年度より1万3,551立米、これは1.1%増加し、124万2,628立米となったものの、年間有収率は81.6%と前年度に比べ3.5ポイント減少しております。年間有収率向上のため、今後も引き続き、老朽化が進む水道管の更新等を行うとともに、業務の適正かつ効率的な管理に努められたい。

経営状況につきましては、年間有収水量の増加に伴い、給水収益が前年度より1.9%増加しているが、これは、工場等企業用で給水量が増加したものである。また、一般家庭用においては前年度程度の給水量となり、節水も落ちついてきたものとする。今後も、給水量の大幅な増加は見込めないことを認識し、給水収益の変動に注視してい

かなければならない。

水道事業費用では、前年度と比べ営業費用を除いて減少しているが、修繕費及び電力料金値上がりに伴う動力費の影響により、営業費用が大きく増加し、費用全体としても6.7%増加している。

給水原価につきましては、職員人件費、減価償却費等で減少いたしましたが、修繕費、動力費等の増大の影響が大きく、前年度より約9円上がっている。さらなる効率的な水道施設の更新、維持管理が求められる。

単年度収支では、企業活動の増大に伴い給水収益が増加したものの、それ以上の施設管理費の増加を要したことにより362万3,532円の純利益にとどまり、前年度と比べ633万6,131円の減少であります。

今後も、第4次拡張事業計画の推進により、効率的な水道事業経営、施設整備に努めるなど、各般にわたり格段の努力を期待いたします。

また、未収金につきましても、収納確保に取り組まれ、その効果は認められるが、今後もより一層の収納に努められるよう要望いたします。

続いて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして審査に付された平成25年度の健全化判断比率及び資金不足比率につきましてご報告いたします。

健全化判断比率の各比率につきましては、実質赤字比率及び連結実質赤字比率ともにゼロ%以下となっております。

実質公債費比率は8.7%、将来負担比率もゼロ%以下となり、算定の基礎となる書類も適正に作成されており、かつ、いずれの比率も早期健全化基準を下回り、良好と認められます。

また、各公営企業会計の資金不足比率につきましても実質的な資金不足額はなく、ゼロ%以下となることから、経営健全化基準を下回り、良好であると認められます。

以上のとおり、平成25年度一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の歳入歳出決算の審査を行い、意見となる事柄につき列記いたしましたが、今後においても、本町を取り巻く状況は依然として厳しい状況で推移することが予想されるところでございますが、町の将来を見据えた中長期的な視野に立ち、なお一層、適切な事務執行に努められることを期待し、監査の意見といたします。

宇治田原町監査委員、垣内太平。

以上でございます。

○議長（田中 修） 監査報告が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております7議案につきましては、いずれも平成25年度決算認定であります。決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、7議案につきましては、決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

---

### ◎決算特別委員会の設置について

○議長（田中 修） 日程第19、決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、監査委員を除く11名を指名いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、議員11名を決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

直ちに決算特別委員会を開催いたしますので、委員会室にご参集をお願いいたします。

休 憩 午前10時57分

再 開 午前11時12分

○議長（田中 修） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま、休憩中に決算特別委員会を開催し、委員長並びに副委員長の選任が行われましたので、その結果を発表いたします。

決算特別委員会委員長に2番、上林昌三君、副委員長に8番、山内実貴子君と決定されましたので、ご報告申し上げます。

お諮りいたします。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することに決しました。

次回は9月11日午前10時より会議を開きますので、ご参集のほどよろしくお願ひ申し上げます。

なお、本日付託いたしました各議案につきましては、それぞれの所管において十分な審査をお願いいたします。

本日は大変ご苦勞さまでございました。

散 会 午前11時14分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 田 中 修

署 名 議 員 安 本 修

署 名 議 員 谷 口 重 和